特別清算開始

平成２３年（ヒ）第２１号
札幌市中央区北２条西26丁目451番地16
清算株式会社　株式会社胆振管財
代表清算人　関根　純一
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（ヒ）第１４号
群馬県藤岡市鬼石918番地の１
清算株式会社　トクミ電子工業株式会社
代表清算人　尾崎　行正
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（ヒ）第２０８１号
東京都墨田区菊川３丁目７番１号
清算株式会社　株式会社エタニティ
代表清算人　河尻　勇二
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２３年（ヒ）第２０６９号
東京都荒川区西日暮里１丁目61番19号
清算株式会社　株式会社ホンダクリオ太陽
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第３０３０号
大阪市中央区城見１丁目２番27号
清算株式会社　株式会社エンタープライズ鶴見
1　決定年月日　平成23年11月28日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
１　協定債権、一般債権、関連会社債権の定義
⑴　平成22年11月16日（特別清算開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権を協定債権とする。
⑵　協定債権のうち関連会社債権に該当しないものを一般債権という。
⑶　協定債権のうち、ドーコインターナショナル株式会社、ＤＯＫＯ（ＫＯＲＥＡ）ＩＮＣが有するものを関連会社債権という。
２　端数の切捨て
協定債権に対する割合弁済において生じる１円未満の端数は切り捨てる。
３　弁済の場所
本協定による弁済は、協定債権者の指定する銀行（日本国内に所在する銀行に限る。）口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
第２　議決権の額
議決権の額については、特別清算開始決定日の前日までの各債権者の債権元本、利息及び遅延損害金の総額とする。
第３　一般債権の弁済及び免除
１　利息及び遅延損害金の免除
一般債権のうち特別清算開始決定後の利息・遅延損害金については本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　一般債権の弁済
前項の免除後の一般債権については、本協定認可決定確定の日から１ヶ月以内に、21.252％の割合を乗じた金額を支払う。
３　残額の免除
前項の弁済時に、一般債権の残額につき免除を受ける。
４　前記２の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各一般債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各一般債権者が前記３の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
第４　関連会社債権の全額免除
関連会社債権は本協定認可決定確定時において全額免除を受ける。
第５　共益的及び優先的債権の弁済方法
協定債権者の共同の利益のためにする費用及び清算業務の遂行に要する費用等の共益的債権、国税徴収法または国税徴収の例により徴収することができる請求権等の優先的債権は随時全額を弁済する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第３０３３号
大阪市生野区新今里１丁目14番３号
清算株式会社　株式会社大種工務店
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　定義
１　協定の対象となる債権
本協定の対象となる債権は、清算株式会社株式会社大種工務店（以下、「清算株式会社」という。）に対し、特別清算開始決定日（平成22年11月29日）（以下、「開始日」という。）までの原因に基づいて発生した債権（以下、「特別清算債権」という。）とし、同債権を有する者を「債権者」という。
２　一般債権
本協定における「一般債権」とは、特別清算債権のうち担保権が設定されていない協定債権をいう。
３　債権の合算
本協定による権利の変更、弁済額の算定にあたっては、債権の種類、発生日、発生原因等の如何にかかわらず、債権者ごとに開始日までの原因に基づいて発生したすべての債権を合算してひとつの債権とみなす。
第２　一般債権の弁済・債務免除
１　原則
債権者は、一般債権については、以下の定めによる権利の変更を受けて、その弁済を受ける。
２　一般債権に対する弁済
清算株式会社は、一般債権の各債権者に対し、本協定認可決定確定日（以下、「協定確定日」という。）から１ヶ月以内に、本協定債権の債権額の10.14パーセントの金員を弁済する。但し、１円未満の端額は切り捨てる。
３　一般債権の支払いの免除
各債権者は、清算株式会社に対し、上記２項の金員の弁済を受けたときは、各債権の総額から各弁済額を控除した残余および特別清算開始決定日以降に発生する利息、遅延損害金全額につき、その債務を免除する。
４　弁済の場所・方法
⑴　本協定に基づく弁済は、清算人事務所（大阪市北区西天満５丁目１番９号　新日本曽根崎ビル４階）において行う。ただし、弁済の方法として、債権者が特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めたときは、その指定口座宛に、清算株式会社の費用負担で振込送金する。
⑵　本協定に基づく弁済日に上記⑴号の弁済の場所において弁済金を受領せず、かつ同日までに特定の銀行預金口座への振込送金を文書で求めなかった債権者に対しては、清算株式会社は当該弁済金を、大阪法務局に供託する。
５　追加弁済
前記２項の弁済後、新たに会社財産が発見されたときは、これを清算人が速やかに換価したうえ、債権者に対し、その換価費用その他の優先債権等を控除した残額を各債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各債権者が上記３項により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２３年（再）第７１号
東京都中央区日本橋小網町18番11号、商業登記簿上の本店所在地東京都新宿区上落合２丁目28番７号
再生債務者　シルバー精工株式会社
主文　本件再生手続廃止後、破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成23年11月28日
東京地方裁判所民事第20部